

## 平成27年度第2回八尾市子ども・子育て会議

日 時：平成28年3月16日（水）午後7時～

場 所：八尾市役所 本館6階 大会議室

出席者：委員19名、事務局（関係課含む）

### 議題

- 1 副市長挨拶
- 2 八尾市子ども・子育て会議について
  - (1) 委員の委嘱
  - (2) 会長・副会長の選任
  - (3) その他
- 3 案件
  - (1) 特定教育・保育施設利用定員について
  - (2) その他

### 開会

#### 事務局

会議は公開となっており、市民が傍聴できること、会議録作成のために会議を録音することを確認。また、市長挨拶について、田中市長の公務の都合により、平野副市長より挨拶する旨説明。

#### 平野副市長

皆さま、こんばんは。八尾市子ども・子育て会議の開催に先立ちましてご挨拶申し上げます。

本市のまちづくりの中で子育て支援へは相当力を入れており、これまでもこの会議でご尽力をいただいていたところです。本日はお忙しい中、委員にご就任をいただきましたことを感謝をし、お礼申し上げます。本当にありがとうございます。

この会議は平成25年から立ち上げているところですが、国の流れといたしまして、平成24年8月には子ども・子育て関連3法が施行され、また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしております。皆さんにはもう耳に慣れた言葉ではあるかと思いますが、このような国の流れを受けて子どもたちの環境は随分変わってきております。

そうした動きを受けて、平成25年度に設置をさせていただきましたこの会議の中では二つ大きくご協力をいただきました。一つは、八尾市子ども・子育て支援事業計画という新制度の実施に向けた計画と、もう一つは、本市の子ども・子育て支援施策の方向性を定めるという大きな計画であり、八尾市子どもいきいき未来計画、今、これに基づいて事業推進をしております。

皆さんのご協力により、この会議で多面的なご議論、現実に則したご議論をいただくことで、子ども・子育て支援新制度を円滑に実施させていただいています。これも、ひとえに皆様方の会議の中でのご尽力をいただいた結果でありますので、改めて、この計画についてもお礼を申し上げます。

一方、国のほうでは、人口減少という言葉がにぎわわされるような状況がございまして、それまでは、少子高齢化という言葉のほうが強かったように思うのですが、その中で二つ大きく国が方針を出しており、一つは出生率を相当大きく上げていこうということ、もう一つは、女性の活躍ということで、労働

力不足の中にも何か対応していこうという二つの方向性を大きく示しながら、国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略といったものも設けました。本市でも、その方向性はしっかりと受けとめており、この3月には、八尾市人口ビジョンと、総合戦略の策定をさせていただきました。

その最終結果として表れてくる数字として、出生率については国に準じた形、府の戦略に準じた形という大きな目標を掲げました。しかし、国のほうが最終的に求めているこの出生率 2.07 を普通に考えますと、2人か3人子どもがいればいいと思われるかもしれませんが、子どもがいらっしやらない方、結婚されてない方など、色々な方がいらっしやる中で考えていきますと、3人以上子どもがいてほしいといったこととなります。そうすると、市では何ができるのかと考えますと、やはり子育て環境を整えていくこと、親御さんが不安なく子どもたちを育てていけること、そして、子どもたちの成長を喜んでくださるような環境をつくっていくことと認識しております。

大変難しい目標ではありますが、この会議の中で多角的なご議論をいただき、そして、現場の状況もぜひ見ていただいて、今後の進め方、市に意見をすることを続けていただきたいと思っております。そういったご協力、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、改めまして、この八尾市こどもいきいき未来計画では、基本理念として、「みんなで作る子どもの未来と幸せ」という言葉を掲げております。田中誠太市長は、いつも皆さまのところや、地域で、子どものことについてお話をいただいたりするのですが、そのときには、子どもたちが伸びやかに健やかに育ち、そして、将来に大きな夢を描けるような、そういったまちになっていたいなということを、いつも語りかけております。

そのように子どもたちの育ちが支えられるように、そして、若い世代の方が安心して子育てができるように進めてまいりますので、どうか今後ともより一層のご尽力、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

そして、ここにいらっしやる皆様方の、今後のますますのご活躍、ご健勝をお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

(平野副市長 公務につき退席)

#### **事務局**

次第2の(1)委員の委嘱に移ります。

#### **(委員の委嘱および事務局の紹介)**

続きまして、次第2の(2)会長・副会長の選出に移ります。

八尾市子ども・子育て会議条例の第5条で、「子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっております。つきましては、委員の互選により選出をお願いしたいと考えますが、いかがいたしましょうか。

#### **委員**

(意見なし)

#### **事務局**

特にご意見がないようですので、事務局より指名させていただきます。

それでは、会長に中西委員、副会長に農野委員のお二人をお願いしたいと存じますが、いかがでござ

いでしょうか。

#### 委員

(拍手多数あり)

#### 事務局

ありがとうございます。それでは、会長中西委員、副会長農野委員にお願いします。

会長と副会長が決定いたしましたので、中西会長と農野副会長からそれぞれご挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 会長

失礼いたします。改めまして、皆様こんばんは。

なじみの顔があったりして、八尾市へ来たんだなという実感とともに、先ほど平野副市長さんがおっしゃったように、こどもいきいき未来計画をこれから実現していくにあたって、この会議の位置づけはとても重要だと思っておりますので、皆様どうぞお力をお貸しいただければと思います。

2年間よろしくお願ひいたします。

#### 副会長

先般、2月14日にプリズムホールで開催された子ども・子育てフォーラムに呼んでいただきまして、その中で八尾っ子元気・やる気アップ提案事業の表彰・発表があり、八尾市の小学生の子どもたちが、あんなに元気かというのを本当に体験、体感しました。子どもの漫才は物凄くおもしろくて涙が出るほど笑わしていただきました。久々に子どもさんから元気もらえたなということを実感して、すでに1か月たっているのですが、まだ余韻が残っています。

もう一点、私ごとですが、孫が産まれる予定で、娘と共に保育所を訪問しながら、事前に見学に寄せていただく機会がありました。今回、つくづく思ったのは、子どもというのは本当に産まれる前から大人に元気をくれるなということです。

皆さん方と一緒に、この計画の進捗状況を見ながらよりよいものを、そして、子どもたちがますます元気でられるような、そういう八尾市さんを実現できたらなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 事務局

ありがとうございます。

では、続きまして、八尾市子ども・子育て条例第6条に定められている専門部会について、今後、子ども・子育て支援事業計画の見直しなどを行う場合に、子ども・子育て支援事業計画策定部会を設置して議論を進めていくこととなります。資料の1をご覧ください。

委員名簿の右側のところに、子ども・子育て支援事業計画策定部会の欄に黒丸の印をしております委員の方を部会委員として、会長からの指名とさせていただきます。

中西会長よろしいでしょうか。

会長

はい、お願いします。

事務局

それでは、ここからの進行を会長にお願いします。よろしくお願いします。

会長

では、今回が平成 27 年度第 2 回の会議になりますが、新たなメンバーとしては第 1 回目の会議になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、前回から継続されていた方もいらっしゃいますが、新たに委員に就任された方もおられますので、案件に入る前に、事務局からこの会議について説明があります。

事務局

それでは、八尾市子ども・子育て会議について説明いたします。資料 2 をご覧ください。

八尾市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条で定められる審議会その他の法的な機関として、八尾市子ども・子育て会議条例により設置される会議体となっております。

所管する事項といたしましては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項から第 4 項に定められる事項となっております。特定教育保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更、子ども・子育て支援施策についての調査審議を所管することになります。

これまでの経過といたしまして、平成 24 年子ども・子育て 3 法が制定・公布されました際に、子育て当事者の意見と反映、その他、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の事情を踏まえて、実施することを担保するための役割を果たすものとして審議会、その他合議制の機関等を置くことになりました。

本市におきましても、平成 25 年 9 月に八尾市子ども・子育て条例を制定し、会議を設置したところです。この 2 年間で、子ども・子育て支援事業計画の検討、こどもいきいき未来計画の検討、その他、子ども・子育て支援施策について議論を進め、今日に至っているという状況となっております。

任期としては、2 年となっております。今後の審議案件といたしましては、八尾市こどもいきいき未来計画、この中に八尾市子ども・子育て支援事業計画を含みますが、その計画の推進に向けた進捗の会議を行います。

また、特定教育保育施設等の利用定員の設定、八尾市こどもいきいき未来計画、八尾市子ども・子育て支援事業計画の見直し、その他、子ども・子育て支援施策等について意見をいただくことなどをこの会議にて行うこととなります。

以上、簡単ではございますが、案件趣旨についての説明とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。

子ども・子育て会議についての内容を説明いただきました。

それでは、案件に入らせていただきます。案件（1）について、事務局から説明をお願いいたします。

## 案件（１）特定教育・保育施設利用定員について

事務局

それでは、案件（１）特定教育・保育施設の利用定員について、ご説明させていただきます。  
（資料３ 特定教育・保育施設の利用定員（案）についての説明）

会長

では、ただいまの説明について、ご意見ございませんか。

委員

昨年から、幼保連携型認定こども園は16園増えたということですね。

特定教育・保育施設の利用定員があると言われましたが、これは実際の入所者数と結構な開きがあるのでしょうか。

事務局

今回の利用定員と入所をいただいている実数との関係でございますが、この2号及び3号におきましては、今の段階で待機児童等の関係上、利用定員を上回って実際には入所をいただいているという現状でございます。

この現状におきましても、一人当たりの面積、保育士等の配置などの基準には満たした形で運用させていただいております。

委員

利用定員を上回ったということですが、実際にこの資料3に上がっている総合計の7,771より上回っているということなののでしょうか。また、上回っているところをお聞きしましたが、下回っているところも教えてください。

事務局

年齢によっていろいろ差が出ているというのも、やはり事実でございます。

例えば、1号認定は計画上の定員は上回っているということですが、全ての方がお入りいただいているということで、実際は若干の空きもあるというような形になっております。

また、保育所の待機児童というのが今問題視されているところですが、例えばこの2号の3歳から5歳の保育利用の方につきましては、2,842人という利用定員となっておりますが、実際の受け入れ枠といたしましては3,225人を用意しておりますので、相当数上回っているということになります。

同じく今回、0歳、また1歳、2歳と、この3号の方につきましても、計画人数は376人から実際の受け入れ枠は385人という形で若干上回り、それから、1歳、2歳につきましては1,621人の利用定員に比べまして1,725人という形で、約100人を上回る形での利用ということになっております。

委員

1号認定については利用定員が上回らないことがあるのでしょうか。

#### 事務局

1号認定の方ですが、実際に計画のこの中で、利用定員ということで確認で設定している人数、この中に利用される方全てがお入りいただける充足した数字になっております。

確保方策のももとの計画、需要につきましては上回る数ということになっておりますが、定員というところも割れているという現状も出てきております。

#### 委員

公立保育所と幼稚園の統合について、昨年の説明会に来られた保護者でとても不安に思われた方、例えば平成31年になったときに、下の子をその幼稚園を希望している方が、もし途中で15人を下回って閉園になってしまったら、そこに入れるのでしょうか、といった質問がたくさん出ていました。その影響というのはやはりあるのでしょうか。

#### 事務局

公立幼稚園の休園の件につきましては、認定こども園の整理とは別の話としてさせていただいております。その部分につきましては、今、公立幼稚園ほとんどの園で単学級となっております、15人未満になる園が出てきています。来年度で申し上げますと、2月末現在で5人、8人、11人という園が、募集状況が出てきています。その集団教育をどう確保していくのかということで、提案をさせていただいたのが休園ということです。

その休園については、教育の質を確保する中で行うのですが、そういう状況の不安解消策についても、保護者の皆様方へ説明をさせていただいたところです。

利用定員と関連して話しますと、平成28年度と平成29年度に入られるお子さんが、15人未満が2年連続すると休園ということになります。

今回、お示しさせていただいている利用定員のうち、公立幼稚園につきましては、平成28年度は、平成27年度と同じ定員となっております。その点については、実際の利用されている人数と開きがありますが、現在の状況からすると、平成29年度には、休園の園も出てくると想定されますので、その時点では一定の利用定員の見直しは必要と考えています。

また、休園になる可能性があるということで違う施設を選ばれたという方がおられるというようことは、間接的に聞かせていただいているところであります。

ただ、公立・私立関係なく、我々はしっかり見ていきたいという思いの中で、休園というのはどうかという意見がありますが、一クラスの人数が一桁になるようなクラスが出てきていることから、平成22年の幼稚園審議会の答申を踏まえた中で、幼保一体化を進めていきたいと考えており、公立の施設については、幼保連携型認定こども園にしていくという思いをもって進めさせていただき、結果も出させていきたいということでございます。

そのような中で、保護者の不安を何とか払拭できるように、引き続き説明していきますので、よろしく申し上げます。

#### 副会長

今、資料の3を見ていただきましても、1号、2号、3号と園で生活する子どもさんがふえております。幼稚園、保育所であれ、子どもたちが園で生活する時間が長くなっていく中で、子どもたちの健康には、感染症等々を含めて、医師会、また保健所から代表して来ていただいている先生方に、是非そう

いう子どもたちの保育、幼児教育の場で、医師のご協力・対策が必要であると思いますので、お願いできたらと思います。

もう一点、この会議は、利害関係者が必ず入るとい形になっていますので、ぜひ市民委員の方々、利害関係の代表としていろいろとご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

#### 委員

公立幼稚園、公立保育所に関しては、公立幼稚園は1号認定しか通園ができない形になっていると思いますが、資料3の1号認定のところ、認定こども園になられたところに、(-)がついたり、2号認定のところ(-)があつたりします。認定こども園になるということは0歳から就学前の子どもたちの教育を保証するというので理解はしているのですが、その点で、この(-)というのはどうしてか教えていただければと思います。

#### 事務局

ただいまのご質問につきまして、認定こども園というのは、まず、1号、2号、3号と、従来であれば、そういった全てのお子さまがお入りになれるというのが前提ということになるのですが、認定こども園には幼保連携型認定こども園と、幼稚園型認定こども園という分類があり、例えば、幼稚園型の認定こども園であれば、もともとは3歳から5歳の子どもを幼稚園児として受け入れしており、そこが認定こども園になった場合、3歳から5歳で保育を必要とする方の受け入れを行います。また、1歳から2歳についての保育園児の受け入れを行うかどうかは、選択できるということになっております。

資料3の中で申し上げますと、例えば、20番の志紀学園幼稚園は幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行しますが、3歳から5歳でももとの運営の中に、保育認定児を3歳から5歳の中で受け入れるということを選択されておりますので、3号認定のところには(-)ということになります。

同じく、21番の竹濑幼稚園につきましても幼稚園型認定こども園という形になりますが、1歳、2歳の保育認定児は受け入れをされるということで12人という数字は入れており、0歳は今のところ(-)で設定をしています。

また、保育所から認定こども園に移行するのが、幼保連携型認定こども園になり、こちらにつきましては、原則0歳から5歳での運用ではありますが、1号認定については、需要との関係上、まだ受け入れ枠を設けていないため、(-)としています。

公立施設の再編もあり、今後をご検討いただくこととなりますが、保育所からの移行施設としては、1号認定の方は受け入れしないという設定もできるということですので、保育認定児だけの運営ということになります。

したがって、名前は認定こども園ですが、受け入れされているのは保育所と同等の形ということになります。

また、確認については、分園も含めるということですので、例えば10番のくねあ保育園につきましては、千塚こども園の分園ということで、分園は0歳から2歳で運営されていることから、本園は0歳から5歳、分園は0歳から2歳、本園・分園ともに認定こども園になるということで、分園には3歳から5歳の1号認定、2号認定の受け入れはないということで(-)が入っており、本園・分園で連携した運用をされるということでございます。

会長

案件（１）のほうについてはよろしいですか。

では、続きまして、案件（２）その他について、事務局から報告がありますのでお願いいたします。

## 案件（２）その他

事務局

それでは、案件（２）その他について、ご説明させていただきます。

（資料４ 八尾市児童福祉審議会について説明）

会長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

それでは本日の案件は以上となります。では最後に事務局から閉会の挨拶がありますのでお願いいたします。

閉会

こども政策課長

閉会挨拶

以上